

浜田市行財政改革推進委員会「行政評価専門部会」運営要綱

第 1 趣旨

この要綱は、浜田市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）規則第 5 条に規定する行政評価専門部会（以下「専門部会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 所掌事項

専門部会の所掌事項は、委員会から付託された行政評価に関し、次に掲げる事項とする。

- (1) 行政評価に係る外部評価を行うこと。
- (2) 外部評価の結果報告に関すること。

第 3 設置期間

専門部会の設置期間は、行政評価の実施に要する間とする。

第 4 構成

専門部会の委員は、委員会の委員のうちから、6 名以内で構成する。

専門部会の委員の任期は、委員会の委員の委嘱期間による。

第 5 部会長及び副部会長

専門部会に部会長及び副部会長を各 1 名置き、委員の互選によりこれを定める。

副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 6 会議

専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第 7 報酬及び実費弁償

専門部会の委員が会議に出席した場合は、日額 6,000 円の報酬及び旅費に相当する額の実費弁償を支給する。

第 8 庶務

専門部会の庶務は、行財政改革推進課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 6 月 18 日から施行する。